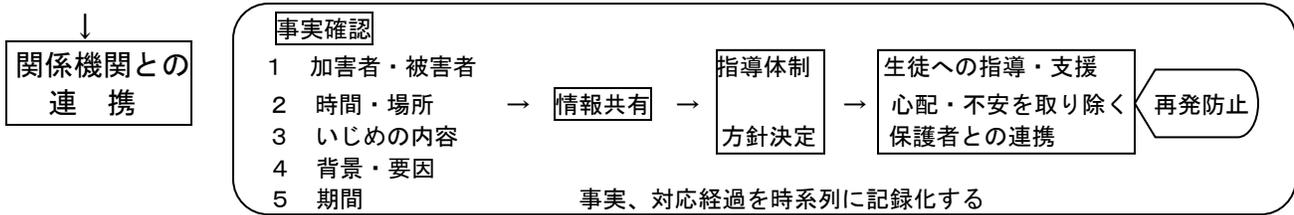


## いじめ発生時の対応

**いじめ 発見** → **担任・年次・部活動顧問・養護教諭** ← (迅速な対応) → **いじめ防止対策委員会**



### 被害生徒への対応 (1受容→2安心→3見通し→4自信・回復→5成長)

- 1 つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
  - 2 「最後まで守る」「秘密を守る」ことを伝え、学校は味方であることを示す。(具体的支援内容を示す)
  - 3 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
  - 4 自尊心を高める配慮を行う。(自信を持たせる声かけ など)
  - 5 自立の支援、自己理解の深化を通じ、いじめを克服させる。
- ※ 共に考え、共に行動するなかで、いじめを克服する力を身につける。

### 加害生徒への対応 (1確認・傾聴→2内省→3処遇→4相談・連携→5回復)

- 1 事実関係、背景、いじめた側の気持ちにも目を向け指導する。
  - 2 「いじめは絶対に許されない行為」であることを気付かせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導を行う。
  - 3 毅然とした姿勢、事の重大さを認識させるよう粘り強い指導を行う。
  - 4 警察への相談、通報をすべき事案は、速やかに関係機関と連携する。
  - 5 表面的な解決だけを見ず、継続して必要な指導を行う。
- ※ 心理的孤立感、疎外感を与えない等の教育的配慮を伴う指導を行う。

### 被害生徒保護者等への対応

- 1 迅速かつ正確に事実を通知すると共に、今後の対応について、保護者の思いを聞き、誠実ある対応を通じ、信頼関係を構築する。
- 2 いじめ防止の方法について、保護者と十分な協議を行う。
- 3 いじめ解決に向けた学校の方針、対応への理解を求める。
- 4 継続的した家庭との連携を図る。

### 加害生徒保護者等への対応

- 1 速やかに正確に事実を通知し、家庭での話し合いを促す。
- 2 保護者の心情を理解し、訴えを聞く。
- 3 いじめ防止に向けた方法について、保護者と協議する。
- 4 具体的な助言を行い、生徒の立ち直りへの協力を求める。
- 5 被害者への謝罪等について話し合う。

### 保護者等からの相談への対応

- 1 いじめに関する相談は、平素の相談以上に丁寧な対応を心がけ、十分な事実確認を行う。
- 2 いじめの事実確認ができない場合は、学校の対応方法を丁寧に説明の上、理解を求め、継続した見守りを行うことを伝える。

### 傍観者、クラスへの対応

- 1 見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- 2 クラス等、集団で被害にあった生徒の心の苦しさを理解させ、いじめを止められなかった心の弱さに焦点を当て指導する。
- 3 いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等をもとにいじめについて考え、自分たちの問題として意識させる。
- 4 クラス、年次、学校全体の問題として、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。

→ **教職員研修等** → **早期発見・未然防止**

### ネットいじめへの対応

**いじめ発見・相談** → **書込み確認 内容保存** → **掲示板管理者へ 削除依頼** → **削除されない 場合** → **警察等 外部機関へ相談**

#### 生徒への指導ポイント

- 1 掲示板等ネット上の誹謗中傷等の書込みを行うことは「いじめ」であり、決して許されることではない。(場合によっては重大犯罪につながる、悪質な行為として警察に検挙される場合もあり得る)
  - 2 スマートフォンを含め、ネット利用のマナーを守ることが自分へのリスク回避につながる。(LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は消すことができない。他へ簡単にリンクされる。GPS位置情報によりストーカー被害等犯罪に巻き込まれる可能性があること等、について繰り返し指導する)
- ※ 教職員の情報モラル指導力向上、保護者等への啓発、地域との連携強化